

単品スライド条項の運用について

帯広市発注の建設工事において、帯広市建設工事請負契約書第 25 条第 5 項（単品スライド条項）の規定に基づく請負代金の見直しが円滑に運用することができるよう、取扱いを定めたものです。

1 単品スライドについて

「単品スライド」とは、帯広市建設工事請負契約書第 25 条第 5 項のに基づき、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったとき」に、請負代金額の変更を請求できる措置です。

2 運用について

①対象とする「主要な工事材料」

○鋼材類：H型鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鉄鋼 2 次製品、ガードレール、スクラップ等、鋼材を主材料として構成されている材料
※非鉄金属は含まれない。また、鋼材類を一部に含むコンクリート 2 次製品等は、原則として対象材料としません。

○燃料油：軽油、ガソリン、混合油、重油、灯油

○鋼材類及び燃料油以外で、原油価格の高騰などの特別な要因により、価格が著しく変動したと認められるもののうち、対象品目とされた主要な工事材料。

※対象品目のくくり（同一対象品目類とみなす範囲）については、協議して定めることとします。

②対象となる工事

実際の搬入時・購入時における各材料の実勢価格を用いて算出した変動額が、各材料ごとに請負代金額の 1% 以上となる材料がある工事とします。

3 単品スライド条項の適用手続きについて

①申請時期

この運用に基づく請負代金額の変更請求は、工期末の 2 月前までに行うものとします。

※令和 4 年 9 月 12 日以降に請求が行われたものから適用します。

②証明書類

実際に購入した対象材料の価格（数量及び単価）、購入先、搬入・購入の時期を証明する書類の提出が必要です。

※燃料油については、すべての証明書類がそろわない場合でも、主用途に用いた数量の証明書が提出されたときは、やむを得ない範囲で、その他用途に用いた数量への適用を認めることがあります。

※鋼材類については、すべての証明書類がそろわない場合でも、搬入等の月及び数量の証明書が提出されたときは、適用を認めることがあります。

4 スライド額の算定方法について

対象とする各材料ごとに実際の搬入時・購入時における実勢価格を用いて算出した変動額から、請負代金額の 1% の金額を減じた金額をスライド額の対象としますが、実際の購入価格を用いて算出した変動額の方が低い場合は、当該変動額により算定します。

なお、実際の購入価格が適当な購入価格であることを証明する書類を示し認められる場合は、実勢価格を上回る価格であっても実際の購入価格を用いて変動額を算出することができます。

5 その他

① 部分引渡しをした工事の部分、部分払の対象となった出来形部分等については、単品スライド条項を適用いたしません。

ただし、部分払の対象となった出来形部分等の検査確認時において適用の申し出があり、あらかじめ適用対象とすることで合意した場合は、適用します。

② 工事材料の価格が減少した場合は、対象工事費の 1% を超える減額分を発注者が受注者に請求す

ることになります。

- ③ 詳細は、「帯広市建設工事請負契約書第 25 条第 5 項（単品スライド条項）の運用に係る取扱い」を参照してください。